

## 東海北陸地方年金記録訂正審議会（第6回総会）議事録

○日時 令和2年6月1日（月） 11：00～11：35

○場所 名古屋合同庁舎第1号館11階 共用大会議室

○出席者

蜂須賀会長、岩田委員、大滝委員、小川委員、小掠委員、木村委員、久野委員、小寺委員、小林委員、近藤委員、佐藤委員、長瀬委員、中根委員、船戸委員、松井委員、村瀬委員

○議題

- (1) 東海北陸地方年金記録訂正審議会会長の選任について
- (2) 東海北陸地方年金記録訂正審議会の「会長代行」、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名について
- (3) 東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則の改正について

○報告事項

年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について

○議事

○西課長補佐 それでは定刻になりましたので、ただいまから東海北陸地方年金記録訂正審議会第6回総会を始めさせていただきます。私は、東海北陸厚生局年金審査課課長補佐の西と申します。どうぞよろしく願いいたします。

初めに委員の皆様には、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言の発令及びその延長に伴い、当審議会総会が2度にわたり延期となりましたことについてお詫びをいたします。また、本日の会場につきましては、当初予定していた8階の会議室より広い11階の当会議室を急遽使用できることとなりましたので、新型コロナウイルスの感染防止の観点から変更をさせていただきました。ご了承をお願いいたします。同様に感染防止のため本日の総会におきましては、所要時間を短縮し、会長の選出及び今年度の審議会の運営に必要な議題のみを議論していただくこととしております。また、ご出席の委員の皆様にはマスクを着用していただき、席の間隔を空けてお座りいただき審議を実施させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは本題に入らせていただきます。着座にて説明させていただきます。本会議につきましては、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則により、会長が議長として議事進行をしていただくこととなりますが、山田前会長が任期満了によりご退任され、会長不在であることから、会長選出までの間、私のほうで議事を進行さ

させていただきます。初めに、お願いごととなりますが、本会議の発言につきましては、議事録作成のために録音をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願いいたします。併せて、東海北陸厚生局のホームページに掲載する写真を撮らせていただきます。こちらにつきましても、ご了承いただきますようよろしくお願いいたします。

今回、東海北陸地方年金記録訂正審議会委員に再任及び新任された皆様につきましては、人事異動通知書を机の上に用意させていただきました。本来であれば、皆様お一人お一人に直接、手渡しすべきところがございますが、時間の都合もございませうことから、ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。恐縮ではございますが、内容のご確認をよろしくお願いいたします。なお、任期途中の委員の皆様には、人事異動通知はございませんことを、申し添えいたします。

続いて、本日の会議の成立について事務局からご報告をいたします。本日は、委員総数 16 名に対しまして、16 名の委員の方にご出席いただいております。地方年金記録訂正審議会規則第 7 条第 1 項において、「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。」と規定されており、本日は、その定足数を満たしておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

○西課長補佐 続きます、お手元の資料のご確認をお願いいたします。まず「座席表」「議事次第」の他に、資料 1 として「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」、資料 2 「東海北陸地方年金記録訂正審議会の会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」、資料 3 「東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則（改正案）」、資料 4 「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、最後に参考資料として「地方年金記録訂正審議会規則、東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」でございます。お手元に全ての資料がございますでしょうか。資料等に不足がございましたらお申し出いただきますようよろしくお願いいたします。

○西課長補佐 それでは、令和 2 年度東海北陸地方年金記録訂正審議会委員の皆様をご紹介します。お手元に配布しております資料 1 「東海北陸地方年金記録訂正審議会委員名簿」をご覧ください。委員の皆様の所属は名簿に記載してありますので、恐縮ではございますが、お名前のみご紹介させていただきます。

岩田久美子委員でございます。大滝春義委員でございます。小川洋子委員でございます。小掠めぐみ委員でございます。木村美恵子委員でございます。久野真枝委員でございます。小寺佐智子委員でございます。小林伸充委員でございます。近藤実晴委員でございます。佐藤文子委員でございます。長瀬紀美子委員でございます。中根紀裕委員でございます。蜂須賀太郎委員でございます。船戸淳委員でございます。松井公一委員でございます。村瀬憲士委員でございます。以上、令和 2 年度の

東海北陸地方年金記録訂正審議会の委員総数は16名でございます。

続きまして、事務局の出席者をご紹介します。東海北陸厚生局長の金井でございます。年金管理官の川本でございます。年金審査課長の加藤でございます。私は、年金審査課課長補佐の西でございます。よろしく願いいたします。

それでは、本日の議事に先立ちまして、金井東海北陸厚生局長よりご挨拶を申し上げます。

○金井局長 東海北陸厚生局長の金井要と申します。ちょっと瞬間的に顔を見せませんので、マスクを外します。こういう顔をしております。よろしく願いします。

(マスクつける)

審議会委員の皆様には、日頃より国の年金事業の適正な運用、円滑な推進に、ご理解ご協力ありがとうございます。また新型コロナが流行しており、5月14日まで緊急事態宣言が出されておりました。本来であれば3密を避ける事態で、審議会は開かない方が妥当というご意見もあろうかと思いますが、どうしても開かなければいけない訳があります。それは会長が空席になって新しい会長を決めなきゃいけない。また、「会が開けない場合、持ち回りで決める」ということを決めないといけない。非常に回りくどいのですけれども、今日の審議の内容にあります、「審議を開けなかった場合には文書または連絡等によって議決する」ということを決める議決を持ち回りでやることはできません。そのために3密を避け、窓を開けて席を離し、しかも空調を良くした状況で行うことにしました。昨今の新型コロナの緊急事態で2回延期したという経緯もあります。今日これを決めると、非常事態の場合には持ち回りで議決することができるようになります。

さて現況です。平成27年(2015年)の4月に第1回総会を開いており、それから5年間で部会が370回。非常に多くの部会が開かれております。日本全体では、記録問題発生時に日本年金機構の未統合年金記録は5,095万件ありまして、そのうち昨年9月の時点で3,246万件が取り扱われて、1,530万人の方の年金記録が回復しております。しかしながら1,849万件がまだ未解決です。この審議会、部会等はこれからも開いていく必要があります。

今日は新しい会長を選び、また、部会の規則を直すということを中心に審議していただくことになっております。委員の皆様方におかれましては、公正、公平な判断の下、国民の立場に立って、議論を進めていただいております。今後ともよろしく願いいたします。私も審議資料を見ておりますと、時々疑問を感じるような判断があります。委員の皆様も同じように疑問を感じて差戻しになることも理解しています。ですから年金記録に関しまして非常に判断が微妙なケースもあり、また個人の人権や権利を保護するという意味もあります。慎重な議論が進められており感謝しています。本日も、皆様のご意見をお聴きしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○西課長補佐 それでは、本日の議事に入らせていただきます。まず議題1でございますが、山田前会長の任期が満了となりましたことから、新たに会長を選出する必要がございます。参考資料の1ページの地方年金記録訂正審議会規則第5条第1項をご覧ください。本規則第5条第1項では「審議会に会長を置き、委員の互選により選任する」とされています。会長の選任につきまして、どなたか、ご意見等ある方はいらっしゃいますでしょうか。

○大滝委員 はい。

○西課長補佐 どうぞ。

○大滝委員 これまで会長代行を務められた蜂須賀委員にしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(「拍手」)

○西課長補佐 ただいま大滝委員から「蜂須賀委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がございました。他の委員の皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西課長補佐 ご異議がなければ、皆様からの拍手をもって蜂須賀委員に会長をお願いしたいと思います。

(「拍手」)

○西課長補佐 蜂須賀委員よろしくお願いたします。

○蜂須賀会長 ただいま会長に選任いただきました、蜂須賀でございます。よろしくお願いたします。多くの委員の先生方がいらっしゃる中で、会長という非常に重責ではありますが、一生懸命頑張らせていただきます。また、年金の問題に関しましては、第三者委員会からずっと関与させていただいています。ここ数年は、数は少なくなりつつも、いまだ年金問題があるということでございますので、一生懸命やらせていただきたいと思います。引き続き委員の先生方にご尽力いただきまして、訂正すべき案件に関しては遺漏無く訂正して、速やかに国民の権利が擁護されるように、引き続き先生方と共に頑張っていきたいと思っておりますので、ご支援のほどよろしくお願いたします。ありがとうございました。

○西課長補佐 ありがとうございます。それでは蜂須賀委員には、議長席に移動していただきます。

○蜂須賀会長 それでは、議事に入らせていただきますが、座ってやらせていただきますのでよろしくお願いいたします。

本日は議題に入る前に、前後いたしますけれども、本日の会議の公開・非公開の取扱いについて、判断させていただきたいと思います。

お手元の参考資料の「東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則」の3ページをご覧くださいと思います。9条に、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる。」とされております。本日の議題ですが、議題の1から3の議事及び報告事項については、特段、個人情報の保護や、公開することによって本審議会の運営に支障を来すような内容というのはないと判断いたしますので、公開とさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

また、事務局は、この運営規則第12条1項、2項、通しページの5ページになりますけれども、ここには議事要旨を記載し、東海北陸厚生局ホームページで公開するとともに、同条3項の規定に基づき議事録を作成していただくものとありますのでよろしくお願いいたします。また、第4項の規定によりまして、議事録の署名人が私の他に2名必要となります。そこで小川委員と村瀬委員に署名人として指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。それでは、以上をもちまして議事1については終了とさせていただきます。

○蜂須賀会長 次に本日の議題2に入らせていただきます。

議題2は、本審議会の「会長代行」それと、「部会に属すべき委員」及び「部会長」の指名についてであります。資料2をご覧くださいと思います。

下段にですね、参考条文が上がっております。地方年金記録訂正審議会規則第5条第3項において「会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を行う。」と示されております。また同規則の第6条第2項において「部会に属すべき委員等は、会長が指名する。」とされ、同条の3項に「部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員等のうちから、会長が指名する。」とされております。それでは、事務局は「部会に属すべき委員一覧表」を委員の皆さんにご配布させていただきたいと思います。

○蜂須賀会長 ありがとうございます。それではまず、会長代行につきまして、村瀬委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。次に各部会に属する委員及び部会長の指名についてですが、ただいま事務局から配布されました一覧表のとおりで、お願いしたいと存じます。

まず第1部会に関しまして、小川委員、久野委員、近藤委員、佐藤委員、部会長は小川部会長ということをお願いいたします。第2部会、岩田委員、大滝委員、長

瀬委員、そして私で、部会長は私、蜂須賀が務めさせていただきます。第3部会、小掠委員、木村委員、小林委員、村瀬委員で、部会長は村瀬委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。第4部会、小寺委員、中根委員、船戸委員、松井委員、部会長は中根委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下、東海北陸厚生局長から諮問のあった年金記録訂正請求の個別事案をご審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。また、総会は、必要な都度、私が招集させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○蜂須賀会長 引き続きまして議事3に移らせていただきます。議事3は先ほど厚生局長から少しお話がありました当審議会の運営規則の改正についてでございます。

この度の新型コロナウイルス感染症や大規模災害など不測の事態が発生した場合に、委員に招集していただいて総会又は部会を開催することが難しいという状態になった時に、一同に会して審議会を開催せずとも意思決定ができるように、審議会運営規則を整備しておくのが良いだろうということでの改正案の策定でございます。この点につきまして事務局から説明よろしくお願いいたします。

○西課長補佐 それでは、お手元の資料3に基づいて説明をさせていただきます。資料3の5ページの新旧対照表をご覧ください。ただいま会長から説明がありましたように、不測の事態により総会又は部会の開催が困難で、かつ緊急の議事がある場合に、当該事態に対応できるよう当審議会運営規則の改正案を策定いたしました。具体的には新旧対照表の左の欄に示させていただいたとおり、審議会規則の議決に関する条項に「第7条の2」として「議決の特例」を新たに設けて、総会の開催が困難な状況であり、かつ緊急で審議する必要がある議題がある場合に、その議題の賛否を電話、文書等により各委員に求めることができる体制を整えるものです。

まず第7条の2第1項で「会長は、やむを得ない事情により審議会を開催することが困難であり、かつ緊急に審議会に諮る必要があると認めるときは、電話、文書の送付その他の方法により、当該審議会に諮るべき議題に対する賛否を求めることができる。」として、議題に対する賛否を求める方法を総会の開催に加えて、電話、文書の送付等の手段を追加しています。続く第2項では「会長は、前項の規定による結果を審議会の議決とすることができる。」として、第1項での結果を総会の議決となるよう定めて、続く第3項で「会長は、前項の規定による議決を各委員及び臨時委員に通知するものとする。」として、前項により決定した議決を各委員に通知するよう定めています。

また、6ページの第15条「部会への適用」の条文に、第7条の2を追記することで、部会についても同様に電話、文書の送付等で部会の議決が可能となるよう定めています。以上が東海北陸地方年金記録訂正審議会運営規則の改正案の内容でござ

ざいます。なお、本改正案は他の厚生局においても同様の改正が行われる予定でございます。以上です。

○蜂須賀会長 はい、ありがとうございます。ただいま事務局からご説明ありましたが、こういった事態の時に一同に会することなく電話、文書、あるいはWEB 会議等の方法によって議決を総会でもすることができる、あるいは準用する部会においてもそのような対応で議決することができるということが、改正案の中に入っております。皆様の中でご質問とかご意見があれば遠慮無く言っていただければと思います。

○蜂須賀会長 佐藤委員、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 はい、佐藤です。質問させていただきます。議題に対する賛否の求め方なんですけれども、電話というのがちょっと、もしかしたらですね、電話というのが一対一という話になるかと思しますので、何か余分な情報がプラスされたりとかですね、逆に足りない情報があったりとか判断がゆがむようなことが懸念されないのかなというのが素朴な疑問でして、その辺りはどのようにお考えかということをお尋ねしたいかと思します。

○蜂須賀会長 事務局からよろしいですか。

○加藤課長 では、私のほうからお答えをさせていただきます。今回、緊急に総会に諮る必要があると想定されるものは、総会の主たる議題であります。会長の選任であるとか、先ほど会長に指名していただきましたが、委員の部会の所属の指名、部会長の指名等、毎年審議会総会を開催してこれらを確定しないと、部会を開催できません。次に、年度途中で天変地異などの災害が起こって緊急に審議会運営規則を改正しなければならなくなった場合を想定しております。今回私どもはコロナウイルスの影響で集合しての会議ができないことを経験いたしました。テレビ会議もいまだ普及していない状況の中で速やかに委員の皆様の意思を確認する手段として、文書等を利用した方法を提案したということでございます。先ほど佐藤委員がご質問された内容でございますが、部会の細かい内容、細かいニュアンスのものについては、簡単に電話で決定するような事は考えておりません。まず文書を皆様にお送りし、読み込んでいただいて、ご意見をいただいて、その上でお話を詰めながらまたそのご意見を皆様に文書で流したいと思っております。ですので、一過性二過性の形の簡単な通信手段の中で回答を決めようとは思っておりませんので、その点をご安心いただければと思います。以上です。ご回答になりますでしょうか。

○佐藤委員 はい、ありがとうございます。それでは意見を申します。電話、文書

の送付という順序になっているので、やっぱり電話が優先して使われるというふうに私は受け止めてしまいます。電話が文書の前にあるのは問題があるのではないのでしょうか。という意見です。

○加藤課長 よろしいでしょうか。

○蜂須賀会長 はい、どうぞ。

○加藤課長 実はですね、この文書は、全厚生局で統一的な文書であがってきております。だからといってこれを我々が模倣する必要はないのでありますが、要は電話を使わないと、文書だけではなく補填するものを電話で受け取ってその電話の回答をまた文書化する。そうするとまた電話も使うことになるので、これを入れたのではないかなというように、私は感じたところでございます。

○蜂須賀会長 佐藤委員、追加でご質問があれば遠慮無く言っていただければ。

○加藤課長 もう一つよろしいでしょうか。電話については、我々のほうから補足の説明をする場合だとか、あと委員の先生からの書ききれなかったものを受け入れるという形の補足手段としての考え方も併せてもっております。以上です。

○蜂須賀会長 はい、ありがとうございました。佐藤委員のご心配という意味ではですね、電話で事務局と相対で話をしたり、部会の構成委員のフルメンバーでの電話会議となって相対の会議になった時に、バイアスをかけたりするのではないかというご心配のご指摘だったやに感じておるんですけれども、ここにあるのはですね、「電話、文書その他の方法により」となっております。方法の例示として電話、文書が入っているという認識で、我々がやらなきゃいけないこと自体は、ちゃんと適切に訂正すべきものは訂正するという審議を行うんだということで、そういう考えで各委員が対応していただければ、ここに例示的に電話、まあ電話が必要なことがきっとあるんだろうなと思うのですね。電話という例示が入ること自体はそれはそれでしょうがないのかなという気はしておりますし、あと実質的にきちんとした審議ができるようにということに関して、今佐藤委員が発言された内容をこの審議会としては、心して今後の実態に反映するというのでいかなものかと考えておりますがどうでしょうか。特にコメントがなければ、よろしいですか。

○佐藤委員 すいません。私はどうしても違和感を感じるところで。その他の方法の中に電話が入っているよっていうことであれば、全く違和感無いところなんですけれども。もしかしたら私だけがこだわっているということだと話が進みませんので、この程度にするんですけれども、皆さんはどんなふうにお考えなのか、お思い



かなというのは知りたいところではあります。

○蜂須賀会長 ありがとうございます。佐藤委員のほうから、他の先生方のご意見も求められているようですので、ご意見のある方は遠慮無く言っていただければと思います。

○蜂須賀会長 よろしいでしょうか。それではですね、最終的にはですね、この改正に関しての可否を皆さんのご意見を投票形式で求めることとなりますけれども、基本的には、先ほどから西課長補佐、あるいは課長のほうからも話がありますとおり、固執はしないけれども、各厚生局の本質的なひな形であって、基本的にはこれで行いたいという事務方の意向はあるようではあります。ただし、当然のことながら東海北陸としてはですね、独自に制定すること自体は我々の専決事項だと思っておりますので、それを修正するというのであれば修正するというのも、もちろん可能だと思っております。ですので修正すべきだというご意見があるのであれば、現段階でこういうふうに修正すべきだということでの発議いただいて、それに関してその発議自体があればそれに関して議決してという感じで振りたいと思っておりますけれども。いかがでしょうか。

もし特になければ、原案を裁決させていただくということで行いたいと思っておりますが、その方向性に関して、先生方のご意見はよろしいですか。

○蜂須賀会長 それではですね申し訳ありませんけれども、原案に関しましての改正に賛成の方は挙手をお願いいたします。ありがとうございます。

○蜂須賀会長 反対の方、挙手をお願いいたします。お二人。私のほうで挙手させていただいたところ、委員 16 名中賛成 14、反対 2 ということで可決されました。それでは、賛成多数のため、訂正審議会運営規則の改正案は、改正案どおり改正させていただきます。以上をもちまして議題 3 を終了させていただきます。

○蜂須賀会長 続きまして、報告事項といたしまして「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」、事務局からお願いいたします。

○加藤課長 本来であればここでお手元の資料 4 「年金記録に係る訂正請求の受付・処理状況等について」を説明させていただくところではございますが、時間短縮のため、配布をいたしました資料は皆様にご確認いただくのみとさせていただきます。なお、資料はお持ち帰りいただいても結構でございますので、後日何か質問・疑問がございましたら、お電話等いただければご質問等承りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。事務局からは以上でございます。

○蜂須賀会長 はい、ありがとうございました。資料4につきましてご質問等ございましたら、年金審査課のほうにご連絡いただきたいと思いますということですので、その旨よろしくお願いいたしたいと思います。以上で報告事項について終了いたします。議事及び報告事項をもちまして本日予定していた議題は、全て終了となりました。ありがとうございました。

○西課長補佐 蜂須賀会長、ありがとうございました。

これをもちまして、第6回東海北陸地方年金記録訂正審議会総会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。